

# “分け与える”から“ともに学ぶ”へ

— 文化政策における専門家の役割 —

土屋正臣

城西大学 現代政策学部

## 要 旨

松下圭一『社会教育の終焉』論以降、文化政策における専門性を持った行政職員の役割を最小限にとどめる方向で議論が展開されてきた。市民を一時的に「オシエソダテル」行政職員の存在は、文化政策の発展を阻害する要因ではある。しかし、実際の文化政策の領域で求められる専門家の役割とは、単に知識や技術を非専門家である市民に分け与えるだけなのか。

そこで本稿では、文化政策の中でも埋蔵文化財行政に焦点を当てて論を展開する。検証方法としては第一に、社会開発で用いられる参加型農村調査法における専門家の役割を論じ、第二に市民参加型発掘調査である野尻湖発掘での専門家を分析する。その上で、埋蔵文化財行政さらには文化政策における専門家の役割を考える。

特に近年、埋蔵文化財調査士の資格課程設置が議論され、埋蔵文化財行政に関わる専門性の担保が急務となっている。こうした中で、その専門性の在り方を問うことは、文化財保護を行政施策として改めて位置づけるための一助ともなり得る。

**キーワード：**市民参加型発掘調査、参加型農村調査法、専門家の役割、埋蔵文化財行政

## 1. はじめに

### 1.1 文化政策における専門家に対する問題意識と本研究の目的

かつて松下圭一は、「オカミ」である行政が市民を「オシエソダテル」社会教育を批判し、そこに関わる社会教育主事のような専門職員の役割もまた否定的に論じた<sup>(1)</sup>。専門的な知識を一方的に市民に付与する専門家像に対する松下の批判は、人々の主体的・能動的な文化活動の拡がりをも前にして、説得力を持って社会に受け入れられたが、実際の現場が松下の批判にこたえ得るよう、本質的に変革を遂げたかと言えば、必ずしもそう言い切れない。

たとえば、文化財保護の現場に目を向けてみよう。関雄二は、遺跡地周辺の人々は考古学あるいは文化財保護の専門家によって「遺跡の真の価値を知らない無知な人々」というレッテルを貼られ、無視されるか、仮にコミュニティ参加が謳われたとしても、文化財関係者が立案するプログラムに参加し、学ぶことが強要されるだけだと指摘する<sup>(2)</sup>。ラテン・アメリカでの経験を踏ま

えた関の指摘は、少なからず日本の文化財保護行政にも該当する問題である。非専門家の人々の主体性が期待されない状況こそ、松下が批判した行政が市民を「オシエソダテル」構造そのものである。

松下の社会教育批判以後、文化財保護行政においては採用可能な職員数枠の現象に伴って、スペシャリストではなく、ゼネラリストとしての職員を配置する傾向にある。いわば“つぶし”が利きづらい専門家より、あらゆる行政分野に精通し得るゼネラリストが求められる。市民に専門的な知識や知見を付与するという、これまでの「専門家」像を念頭に置けば、必然的にこうした職員採用とならざるを得ない。

だが、そもそも文化行政や教育行政として文化を扱うことに専門性は不要なのだろうか。求められる専門性が存在するのだとすれば、その専門性を持っている専門家とはどのような役割を担うべきなのだろうか。社会教育批判以後、積極的な評価を与えられてこなかった専門家の役割は、最小限にとどめるべきだという見解が行政の現場では主流となってきた。市民を「オシエソダテル」ような教導型専門家としての職員の姿は改められるべきだと筆者は考えるが、肝心の市民を「オシエソダテ」ない専門家のあり方は曖昧なままである。広義の文化政策の現場で求められる専門性が整理され、明示されていないために、教導型専門職員に対する批判に文化行政サイドが反論できず、団塊世代の大量退職に対して新たな人材の採用枠を減らすといった、専門職員の縮減化の一因となっているのである。

これに対して日本学術会議史学委員会文化財の保護と活用に関する分科会は、『持続的な文化財保護のために——特に埋蔵文化財における喫緊の課題——』をまとめ、埋蔵文化財の持続的な保護のためには、行政だけでなく、地域住民の積極的な協力と参加が不可欠であり、そうした取り組みを協働し、サポートする専門職員の配置を提言している<sup>(3)</sup>。また同書では、地域の多様な文化遺産の保護・継承のためには、学習による歴史認識の形成だけでなく、文化財の調査や保存・活用などの様々な事業への参加を通じて、専門家と地域住民とが新たな関係性を構築することが効果的であることも指摘している<sup>(4)</sup>。

本論文は、こうした現状を踏まえながら、埋蔵文化財行政を中心に、広義の文化政策で求められる専門性の内容、専門家のあり方を問い直すことを目的とする。文化政策における専門家の具体的な役割を問い直すことは、文化行政専門職員の文化行政における立ち位置を明示するだけでなく、人材育成の問題とも関連する。特に戦後直後から専門性の担保が問われ続けてきた文化財保護行政、埋蔵文化財行政における専門家の育成は、団塊世代の大量退職に伴って、成立し難くなっている。本論文はこうした状況を積極的に捉え、改めて文化政策、特に文化財保護行政、埋蔵文化財行政における専門性を問い直し、今後の人材育成システムに対して言及するものである。

## 1.2 分析手法と先行研究

その方法としては、第一に社会開発や農村開発の分野における専門家の役割を参照する。この分野は、ロバート・チェンバース (Robert Chambers) をはじめ途上国の開発現場における実践

を通じて2000年代を中心に議論が展開された。当初、農村開発は先進国側が持つ知識や技術の途上国への投下を目的としていたが、途上国の発展に結実せずに行き詰まりを見せていた。その状況打開の糸口として見出されたのが、途上国の人々自身で考え、行動するための環境を整える専門家像の構築であった。

農村開発は、市民を「オシエソダテル」社会教育行政システムと比較すれば、出発点は共通しているが、その後の展開に社会教育行政、広義の文化行政が学ぶべき点があると考えられる。本研究は、「参加型」という点で親和性の高い社会開発や農村開発の事例と市民参加型発掘調査を比較検討する。

第二に、市民参加型発掘調査のひとつである「野尻湖発掘」における専門家の役割の変化について検証する。1953年の岡山県における月の輪古墳の発掘を嚆矢として、一部の発掘調査において非研究者である市民の参加は、考古学研究や地質学研究といった分野での科学における市民の関与の実践として試みられてきた<sup>(5)</sup>。だが、同じ発掘調査という手法を用いる埋蔵文化財行政では、名古屋市教育委員会が主催する見晴台遺跡の「市民発掘」のようなごく一部を除いて、非研究者である市民の直接的な関与は限定的である。多くの記録保存型の発掘調査では、作業員として非研究者が雇用されているが、あくまで賃金労働者であって、それが直接個人の学びやまちづくりにつながっている訳ではない。

誰もが自由意思に基づいて参加し得る学術発掘の社会教育的意義や地域文化を醸成する機能については、すでに筆者が検証している<sup>(6)</sup>。筆者の研究では、野尻湖発掘に関わる専門家の役割について示唆的に言及しているものの、他分野との比較研究によってより具体的に明示するまでに至っていない。そこで本研究は、農村開発と野尻湖発掘を比較することで、文化政策、特に埋蔵文化財行政における専門家のあり方について議論を深めることにしたい。

公共に対する市民の直接的関与を担保する手法としての市民参加型フィールドワークは、個人の学びや探究を支援するだけでなく、広く社会的に意義を負っている。そこに関わる専門家は、参加する人々に対して知識や技術を提供するだけでなく、反対に参加する人々から影響を受け、自己の行動や意識を変革させつつ、最終的に人々と社会の橋渡しの役割を担っている。その姿は、文化政策、文化財保護政策における専門家のあり方を問い直す上で示唆に富む。本研究では、以上の先行研究を踏まえ、文化政策、文化財保護政策における専門家の具体的な役割を明らかにする。

## 2. 文化政策における専門家の現状——埋蔵文化財行政を中心に——

### 2.1 記録保存型発掘調査の増大と専門職員に求められた専門性

文化政策の領域は多方面にわたっているために、そこに関わる専門家もまた多様である。ここでは埋蔵文化財行政に関わる専門家を中心に論じる。

1960年代以降、急激な経済成長に伴って、日本各地で大規模な開発事業が展開され、多くの

遺跡が消滅していった。こうした状況に対して、事前に発掘調査を実施し、記録として遺跡を保存する埋蔵文化財発掘調査が行なわれるようになる。埋蔵文化財の記録保存に従事する職員が全国各地の自治体で採用され、次から次へと発掘調査を機械的に担っていった。その業務の内容は、さながら開発工事のための遺跡の処理であった。こうした職員の多くは、大学や大学院で考古学等を専攻し、発掘調査に必要な専門的知識や技術を有しており、発掘調査業務を的確に遂行することができたが、発掘調査のルーチン化の中で仕事に対するモチベーションを失っていく者もあった。

一方で発掘経験や考古学上の専門的知識の乏しい者が調査担当者として発掘現場に投入されていった。発掘調査における専門性の乏しい者を受け入れた職場では、その養成に過大な負担がかけられ、当事者自身にとっても経験不足による業務へのモチベーションの低下を招くなどの弊害が生まれた。その結果、発掘調査や報告書作成の遅延や質的低下を招いた。ましてや発掘調査で得られた成果を地域に還元するまでに至らず、調査担当者のみが知り得る知見の一部を人々に教授するという立場をとる職員が少なくなかった<sup>(7)</sup>。

個人のモチベーションには、属人的な要素が影響する一方で、職場等の環境要因が左右する。本論文は政策的課題として個人のモチベーションを維持・向上させる人材育成制度に焦点を絞って論じることにした。

## 2.2 埋蔵文化財行政を取り巻く状況の変化と新たに求められる専門性

1990年代に入ると、こうした埋蔵文化財行政の現場改善に向けて、議論が具体化していった。発掘調査の現場と作業を掌握し、全行程を適切に進行できる専門的知識や技術、経験を持った人材の育成、確保が求められ、資格制度の整備へと議論が移行していった<sup>(8)</sup>。2000年代には団塊の世代の大量退職に伴い、組織内部で長年蓄積されてきた専門的知識や技術が継承されないという危惧が生まれた。こうした現状も踏まえ、民間の調査組織の連合体である「日本文化財保護協会」は、能力を客観的に評価し、保証する資格制度として「埋蔵文化財調査士」を設けた<sup>(9)</sup>。

この埋蔵文化財行政に関わる職員の資格制度については、すでに1959年に文化財保護委員会が法規定をすでに検討していたものの、結果的に近年まで具現化しなかった経緯がある<sup>(10)</sup>。資格制度として埋蔵文化財発掘調査に関わる専門性を担保する動きが昨今、具体化してきたことは、埋蔵文化財行政の適切な遂行にとって望ましい環境であると言える。だが問題は、埋蔵文化財の保存業務の遂行に対する専門性が議論の中心であり、まちづくり、ひとづくりという視点が欠落しがちな点にある。

瀬川芳則が指摘するように、地方自治体の埋蔵文化財行政の専門職員は、発掘技術吏員ではなく、文化財保護「行政」の専門家である<sup>(11)</sup>。だが実情は、開発事業との調整の名の下に、発掘調査業務の効率性や迅速性が強く求められ、業務上の専門性も開発事業に特化することが求められがちであり、それがまちづくり、ひとづくりにどのようにつながるのかという道筋は不透明である。資格制度の議論においても、発掘調査業務の効率的遂行能力にのみ重点が置かれかねない

危険性を孕んでおり、議論が矮小化する懸念がある。

筆者が行政全体における埋蔵文化財行政の位置づけを強調したいのは、2000年代以降の文化財保護行政を含めた文化行政をめぐる一連の動きと関連している。2001年の文化芸術振興基本法では、「文化財等の保存及び活用」（第13条）が掲げられ、文化財は保護の対象のみならず、文化芸術の振興という枠組みの中で積極的な「活用」が目指されることとなった。また2008年の歴史まちづくり法は、文部科学省（文化庁）、農林水産省、国土交通省の共管で制定され、地域固有の歴史や伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史的・文化的価値の高い建造物とその周辺の市街地を含めた環境の維持・向上を図ることを目的としている（第1条）。

従来の凍結型保存を中心とする文化財保護法による文化財の保護だけでなく、縦割り型行政システムを見直し、文化財の保護と地域の文化的アイデンティティの醸成や市街地整備、観光振興等の現代的課題との両立を企図している点に、これらの法制度整備の特徴がある。法制度の整備は、基礎自治体における組織再編を促し、文化財保護部局を教育委員会から首長部局へ移管する動きが見られる<sup>(12)</sup>。こうした状況の中で、埋蔵文化財行政を含めた文化財保護行政における職員の専門性も1970年代の瀬川が論じた時代以上に、問い直されているのである。

### 2.3 参加型農村調査法（PRA）における専門家の役割

では、こうした埋蔵文化財行政をはじめとして、文化行政の専門家とはどのような役割を担う必要があるのだろうか。冒頭で述べたように、社会開発や農村開発の分野における専門家の役割の変化を参照する。

1950年代から1960年代にかけての途上国に対する先進国の支援と言えば、近代的な農業機械や研究施設などの「モノ」の導入だった。そこにおける専門家とは、インフラを利用するための技術や知識を現地の人々に普及する役割を担っていた。先進国の描いた途上国の発展像に沿って、トップダウン的にこうした事業が展開され、やがてこうした開発の効果は貧困層を含めた幅広い階層にまで均霑効果として行き渡るとされていた。トップダウン的に知識や技術の人々に分け与えるという専門家の姿は、「オシエソダテル」社会教育における専門家像と重なる。

しかし、社会開発、農村開発と社会教育の出発点に類似性は認められるものの、農村開発はその後大きな変革を迎える。1970年代に入ると、先進国がもたらす社会資本や技術、知識は対象地域のニーズに即しておらず、移転した技術が定着しないばかりか、貧困層の人々にまでその恩恵が行き渡らないのではないかという疑念が生じた。社会開発や農村開発における専門家が持つ知識や技術が、必ずしも対象地域の固有の条件、さらに言えば地域文化に適合していないという指摘を受けて、専門家と対象者の中間レベルの技術や気象条件、技術制度等の状況に合わせた適正技術の導入が模索されるようになっていく<sup>(13)</sup>。

こうした地域の状況に即した中間レベルや適正レベルを測定するために、人類学や社会学の質的調査法を用いた「迅速農村調査（Rapid Rural Appraisal：RRA）」がNGOを中心に試みられていった。調査者が重要項目のリストをあらかじめ作成し、それに沿って聞き取り調査が進めら



れたり、あるいは地図作りなどの視覚的な手法が導入されたりして、開発計画に必要な情報が収集された。そしてそこに関わる専門家は、トップダウン的に「人に教える」というアプローチを改め、「人々から学ぶ」というアプローチへと転換していった<sup>(14)</sup>。

ところが、この社会開発のためのアプローチの変革においては、依然として人々は専門家にとっての情報源であり、搾取される立場に変わりがなかった。データの収集には専門的な調査者が調査対象地域の住民の話し合いのテーマを決定し、そこから情報を得る。その情報を基に調査者は分析し、論文やレポートを生産していく。情報はあくまで専門家のコミュニティ内部でのみ共有される<sup>(15)</sup>。このため地域の実状に応じて、地域の人々自身が社会を変革していくという視点がRRAには不足していた。

そこで1980年代後半から1990年代にかけて試みられたのが、参加型農村調査法（Participatory Rural Appraisal：PRA）である。PRAは、RRAと基本的な方法を共有するが、最も大きな違いは「人々と共に学ぶ」というアプローチを採用していることにある。そして、そこで学んだ人々は、潜在的に持っている能力を発揮し、自ら問題解決が図れるよう支援するのが、専門家の役割となった。ロバート・チェンバースは、PRAの特徴を次のようにまとめている。

- ① 専門家は、概念、価値観、行動様式、手法を批判的に考えるべきであること。
- ② 専門家は、かかわることや行動すると決めたことを通じて学ぶべきであること。
- ③ 専門家は主催者、触媒、そしてファシリテーターとしての役割を果たすこと。
- ④ 貧しく、軽んじられてきた人たちは、エンパワーすることができ、またそうすべきであること。
- ⑤ 貧しい人たちは、自分たち自身で調査、分析、計画の多くができ、またそれをやるべきであること。

先進国で培われた知識や技術をトップダウン的にそのまま途上国に移植するのではなく、途上国の人々自身が地域社会の持続的発展に寄与するよう支援するのが、社会開発における専門家の姿である。さらにPRAで興味深いのは、人々の学びの様式に変化がもたらされたことである。質問表を用いた調査では、インタビューされた人々の言葉が書き言葉として記録され、その情報は調査者＝専門家らが私有するだけだった。したがってこの場合、学ぶ機会を得るのは調査者＝専門家のみである。一方、PRAでは人々は地図や図表を使った視覚による情報共有や小石や棒切れを使った数勘定や順位付けを行ない、詳細を互いに補ったり、訂正し合ったりできる。その過程で人々は創造的に情報を生み出し、共有しながら学ぶ。つまり、その場にいる誰もが参加して、視覚的に情報を共有しながら、気付きやアイデアを人々自身の手で生み出すことができるという点もまたPRAの特色となっている<sup>(16)</sup>。この人々の参加による学習形態を展開したものとして、参加型開発実践学習（Participatory Learning and Action：PLA）が登場している<sup>(17)</sup>。社会開発や農村開発における専門家は、こうした視覚的手法を用いて、誰もが能動的に参加可能な

創造的学習環境を整えることが仕事になっている。

このような市民参加による社会開発・農村開発の手法は、日本においても都市計画分野等の社会資本整備で応用されている。ここでは、自治体職員やNPO職員などがファシリテーターを務め、地域の人々が都市の再開発といった課題に直接意見を出し合いながら議論が展開される。行政側が主導的にすべてをトップダウンで決定してしまう従来の社会資本整備と比較すればはるかに市民の理解や合意が得られるという利点がある。ただし、行政側が敷いたルールに沿って、議論が誘導され、市民参加のアリバイ作りに陥る可能性があり、問題が無いわけではない。この問題については別稿で議論を深めることとし、あくまで本研究では市民参加型の地域開発手法の有効性とファシリテーターの重要性を指摘するにとどめる。

### 3. 市民参加型発掘調査における専門家の役割の変化

ところで発掘調査は今日、考古学等の学術目的で実施される「学術発掘」と開発事業に伴って記録保存を目的に行われる「行政発掘」の二種類に大別される。前者の学術発掘は、戦前・戦中においては、大学や研究機関に所属する職業的研究者、各地の在野系研究者によって実施されていた。だが戦後に至ると、研究者によって独占されてきた発掘調査・研究への批判が、大学の助手や大学院生といった、当時の若手研究者によって展開されていった。中でも非研究者である「大衆」の手による学術調査・研究は、考古学や地質学、古生物学といった領域で試みられることになる。

#### 3.1 「普及」中心型のフィールドワーク

たとえば、地学団体研究会（以下、地団研）のメンバーが中心となって行われた花泉遺跡発掘調査もまた、伝統的な調査・研究手法に対する批判的な立場をとっていた。花泉遺跡は岩手県と宮城県の県境に位置し、獣骨化石を産出する遺跡である。1958年には、職業的研究者を中心とする「花泉新生代研究会」と地団研メンバーを中心に、職業的研究者だけでなく、高校教員や大学院生で構成された「信州ローム研究会・関東ローム研究会」（以下、ローム研究会）の2団体がほぼ同時期に別々に発掘調査を実施している。その理由は、当初「花泉新生代研究会」側に対して、「ローム研究会」側が共同調査を申し入れたところ、断られたため、やむなく「ローム研究会」は独自の発掘調査を実施することになったことにある<sup>(18)</sup>。「ローム研究会」の視点から花泉遺跡の発掘調査とは、学術調査・研究という目的に加えて、①伝統的なアカデミズムへのアンチテーゼ、②遺跡地の地域社会への調査成果の還元、③調査で得られた資料の現地保存と社会教育推進のための博物館（資料館）建設、という科学運動としての目的を持っていた。

戦前・戦中までの発掘調査・研究環境を考えれば、非研究者の人々に調査成果を還元しようとするローム研究会の思想は、画期的であった。しかし、実際の方法は幻燈会を開催し、調査者＝専門家が資料から導き出した結論を遺跡地の人々に「普及」するにすぎなかった<sup>(19)</sup>。その意味

においては、情報の発信者（調査者、専門家）と受信者（非調査者、非研究者）との関係は固定的であった。この固定的関係は、花泉遺跡発掘以後、地団研メンバーが中心に関わった発掘調査では温存されていた。それは、誰もが自由意思に基づいて参加可能な野尻湖発掘の初期段階でも同様であった。

野尻湖発掘は長野県と新潟県の県境に位置する野尻湖畔において、1962年から現在まで継続されている学術調査である。ナウマンゾウ等の大型哺乳類化石や旧石器を産出する遺跡であるため、地質学や考古学等の複数の学問領域にわたって研究の場となってきた。同時に、誰もが学術調査・研究の担い手になり得るといふ、野尻湖発掘の思想は、「大衆発掘」という言葉で表現されてきた。

発掘調査の発端は、湖畔で産出する大型哺乳類化石の包含層や旧石器時代の遺跡を発掘調査により確認することにあつた。発掘調査を中心的に計画したのは、豊野層団体研究グループに所属する初等・中等教育教員であつたために、必然的にその教え子である児童・生徒も野尻湖発掘に参加するスタイルが確立された。

この野尻湖発掘における誰もが参加可能な学術発掘というスタイルは、それまでの調査者が得た情報を遺跡地の人々に付与するのではなく、研究者と非研究者がともに学術的な成果を生み出すという点に特徴があつた。だが、このような調査スタイルでは、発掘調査という場を研究者（専門家）と非研究者が共有できたとはいえ、知識や技術を持つ研究者（専門家）が非研究者にそれらを分け与えるという点では、花泉遺跡の発掘調査などと同様、知を生み出すプロセスを共有できたわけではなかつた。

### 3.2 「いっしょ」に実践するフィールドワークへ

こうした状況は、第4次発掘（1964）の後に再開された第5次発掘（1973）から第6次発掘（1975）を境に一変する。この時期に専門領域ごとの調査・研究組織である「専門別グループ」と各地域の野尻湖発掘参加の窓口であり、それぞれの地域研究の拠点でもある「野尻湖友の会」が設立されている。前者の専門別グループでは、職業的研究者だけでなく、小学生を含めて誰もが学術的調査・研究に携わることのできる環境が整備されている。また、初期の野尻湖発掘では、調査団事務局が運営事務の全てを担っていた。それに対して、野尻湖友の会設立後は、各野尻湖友の会単位で参加者を募集し、野尻湖発掘運営を分担している。より参加者一人一人が野尻湖発掘の運営主体であると位置付けられたのである。

参加者が発掘調査運営の中心になっていく背景には、参加者間での調査・研究のための知識や技術の共有方法が確立されたことがあつた<sup>(20)</sup>。野尻湖発掘の立ち上げ段階から関わってきた井尻正二は次のようにこの時期の野尻湖発掘の変化を語っている。

大衆に普及するばあいの、いままでの私たちの立場は、農民やお母さんや子どもたちに、やさしい言葉で話す、「与える」という立場だったわけです。ところが、野尻湖発掘をやっ



てみて、やっとわかってきたことは、「大衆は勉強したいんだ」ということ。つまり、いっしょにやれるんだ、ということです<sup>(21)</sup>。

第5次発掘以後、野尻湖発掘は、知識や技術を持つ者がそれらを持たない者に分け与える調査形態から、「いっしょに」学ぶ調査形態へとシフトしていった。それは参加する非研究者の意識変化というよりは、研究者である専門家の非研究者に対する接し方が変化したことを意味していた。井尻と同様に野尻湖発掘を主導してきた郷原保真は、第5次発掘以後の状況変化が専門家自身に「今までの普及活動に対して反省をせまる」ものだったと指摘し、新たな野尻湖発掘の姿を「大衆といっしょに”おこなう創造活動」と表現している<sup>(22)</sup>。

では、「いっしょにやれる」、「大衆といっしょに”おこなう」学術発掘は、研究者（専門家）の立ち位置を具体的にどのように変化させたのか。井尻は「一泊した人がひじょうに伸びる」というように、野尻湖発掘では年齢や専門性等の点で異なる背景を持った人々が、同じ宿泊施設に泊まり、同一の遺跡を調査するという「社会集団」を経験することが参加者の知識や技術の飛躍的向上に寄与すると述べている。その上で、「野尻湖では、科学的作業もちろん楽しいけれど、集団の運営そのものも魅力があるんです」と語るように、研究者（専門家）は学術発掘・研究だけでなく、学びと探究の場としての集団運営にとって重要な役割を果す<sup>(23)</sup>。

#### 4. 参加型農村調査法（PRA）と市民参加型発掘調査における専門家の比較

以上のことを要約すると、PRAと市民参加型発掘調査では、いくつかの類似点が認められる。

- (1) 専門家は非専門家に対して、知識や技術を一方的に付与する立場から、「人々と共に学ぶ」存在へと変化した。
- (2) 専門家は活動を主催し、その運営に寄与するファシリテーターとしての役割を担っている。
- (3) 非専門家は活動を通じて、その潜在的能力を開花させ、調査や分析、計画立案に主体的に関わることが可能となる。

PRAと市民参加型発掘調査のどちらにおいても、かつて専門家にとって非専門家とは知識や技術を分け与える対象であり、両者は同じ立場で特定の活動に携わることができなかった。その意味で「オシエツダテル」社会教育と同じ状況であった。その後、PRAと市民参加型発掘調査において、非専門家と「ともに〇〇する」という専門家側の発想の転換が起きたことは、特定のイデオロギーを背景に持つとはいえ、画期的な出来事であったと言えよう。専門家は単に専門的知識や技術の保有者としてだけでなく、非専門家との協働関係を形成する過程で、組織運営のための計画や運営といったマネジメント能力が求められるようになっていった。

では、専門家と非専門家が同一の場で協働的に一つの活動に取り組むためには、具体的にどの

ような情報を、どのような方法で共有する必要があるのだろうか。PRA と市民参加型発掘調査の共通点は、情報伝達や論議の面でも見られる。野尻湖発掘のような市民参加型フィールドワークでは、実際の遺跡から出土した遺構や遺物、地層の観察を通じて解釈のための議論が交わされ、結論が導き出される。たとえば、野尻湖発掘では、参加者は湖底遺跡であるために地層にあらわれたリップル（波紋）を解釈できる目を養うことが重要である。2008年の第17次発掘では、「リップルを水平面で切ったもの」が模様として掘り下げた平面から確認され、参加者の一部は「断面のみではなく平面でも堆積構造を観察することができるほど」に成長した<sup>(24)</sup>。地層の断面にあわれたリップルは比較的確認しやすいものの、地層の平面にあらわれたリップルを認識し、理解することは難しい。水平面で切った地層にあらわれたリップルを読み解くには、実際の地層観察を重ね、自分の頭の中で地層の堆積状況を立体的に描く訓練を積み重ねなければならない。湖底特有の地層の堆積状況が描けるようになってはじめて、平面でもリップルを認識できるようになる。

もちろん、リップルの観察眼習得のような複雑で、高い専門性が求められる情報の共有だけでなく、たとえば現在自分たちのグリッドがどの段階の地層を調査しているのかを確認し、情報を共有、疑問点を解消する場が野尻湖発掘では盛んに設けられている（Figure 1）。

専門性や年齢といった幅広い属性を持つ人々が、専門的な知識や技術を習得するためには、現場に即した視覚的な伝達方法を用いる必要がある。この非言語的な情報の共有は、個人や一人の人間関係で完結するものではなく、集団を介することで可能となる点に特徴がある。地図や模型を前に、そこに集まった人々が議論し、情報をつけ加え、問題点を明確にしていくPRAの手法と同様、市民参加型フィールドワークでも地層や遺物を前に参加者は皆で一定の情報を共有しながら、仮説を立て、議論を重ね、理解を深めていく。井尻が「社会集団」の機能を重視した理由は、ここにある。

専門家は、自身が持っている知識や情報をこの集団の中で単に共有するのではない。持っている知識や技術、経験を用いつつ、他のメンバーと現実の地層や遺物を観察し、議論を深めていく。この空間では非専門家が思索を重ねていくのは勿論のこと、専門家自身も持っている知識や



Figure 1 野尻湖発掘における地層観察  
(筆者撮影)

技術をアップデートする。専門的な知識や技術は固定化、定型化されたものではなく、常に最新の内容に更新されなければ、使い物にならない。それゆえに現場における議論の場は、専門家にとっても学びの場である。

また、非専門家とはいえ、特定の分野での専門家でなくとも、別の分野では高度な知識や技術を有する場合がある<sup>(25)</sup>。こうした別の分野における専門性が、発掘調査のような場に持ち込まれることで新たな視点を与え、多面的に検証する契機をもたらすことがある。専門家の持つ知識や技術を非専門家が共有するだけでなく、非専門家の知識や視点が学術活動全体に活力を与えることもある。

したがって、専門家と非専門家が「ともに〇〇する」活動では、特定の集団において個人が持つ知識や技術を持ち寄りながら、明示的・暗示的情報を現場の中で共有し、情報をつけ加えつつ、議論を重ねて結論を導き出すというプロセスが展開される。このような議論の場を意図的に作り出すことが、専門家に求められる役割の一つとなっている。

## 5. 文化政策、特に埋蔵文化財行政における専門家はいかにして養成されるのか

常に変化している今日の社会環境において、それまでの知識や技術が通用するとは限らない。議論や情報の共有を通じて、知識や技術を更新し、変化する状況にすべての参加者が対応しなければならぬのは、PRAでも市民参加型フィールドワークでも同じである。翻って、文化政策の中でも特に埋蔵文化財行政は、埋蔵文化財が地中に残されている地域と密接な関係構築が求められ、これまで以上に「行政」としての位置づけを明確にすることが必要になっている。埋蔵文化財行政の専門家は、特定の分野や場面でのみ適用し得るような固定化された知識や技術の保持と他者への単純な知識の付与さえすればよい状況にはない。

もちろん制度上、単純に記録保存のための発掘調査のすべてに市民の参加が可能な訳ではないし、必ずしも発掘調査への市民参加が最適解とは限らない。たとえば、群馬県教育委員会による群馬県内の古墳悉皆調査が、県民調査員と呼ばれる市民の参加によって実施されたように、地域の実情に即したフィールドワークのかたちを選択する必要があるだろう<sup>(26)</sup>。本論文において問題提起したいことは、どのようなフィールドワークに市民の参加を組み込もうとも、「ともに〇〇する」中で市民と専門家が共同的な知を醸成する意義の重要性であり、そこにおける専門家に求められる専門性の中身についてである。

では、「ともに〇〇する」埋蔵文化財行政に携わる職員は、いかにして養成されるのか。その一つが、「発掘調査士」資格制度取得のための課程のような大学教育における人材育成である。埋蔵文化財の現場における即戦力を持った専門的職業人の輩出を目的としたこの資格制度では、基本的に考古学的な知識や技術の習得のような、従来の考古学専攻課程を基礎としている。発掘調査を適切に管理・運営し、報告書を刊行できる人材の育成は、こうした従来の考古学を中心とする大学教育が果たす役割が大きく、これからもその状況は変わらないだろう。

一方、まちづくりとしての埋蔵文化財行政が問い直される中で、行政運営全体における埋蔵文化財行政職員の立ち位置についても大学教育の中で教員と学生の間で議論される可能性が高い。そこで重要なことは、地域社会の発展における行政の役割を問うような行政学や地域政策学の知見や、専門家である職員と非専門家である市民との関係に着目した視点のような、複数の領域を横断するような授業を資格課程の中に組み込むことである。その中に PRA や市民参加型発掘調査に見られるような、考古学研究上の専門性以外の専門性——ファシリテーターや組織マネジメントに関わる専門性——について学生が認識を深める機会を設けることが必要であろう<sup>(27)</sup>。

すでに文化政策の中でも文化芸術振興の分野では、社会科学系教員と芸術系教員によるアートマネジメント教育が大学のカリキュラムの中に設けられ、幅広い視点を持った人材の養成が行なわれている。対照的に埋蔵文化財行政を含めた文化財保護行政は、文化芸術振興行政と比較すれば、古くから制度や組織が確立されているものの、現状に沿った柔軟な人材育成システムが必ずしも確立されておらず、立ち遅れていると言わざるを得ない。

もちろん以上のことは、すでに文化財保護行政に携わる現役の社会人に対するリカレント教育においても応用できる。職員の大量退職に伴う職場における人材育成が困難になりつつある中で、大学・大学院における現役社会人の再教育は、職場における人材育成を補完する点で重要な役割を担いつつある。リカレント教育を含め、高度かつ幅広い専門性の向上が専門家に求められる中で、埋蔵文化財行政における「共に学ぶ」人材の育成に私たちは注意を払うべきではないだろうか。

#### 《注》

- (1) 松下圭一 (1986) 『社会教育の終焉』 筑摩書房
- (2) 関雄二 「遺跡管理における住民参加の意味を問う——国際協力の現場から——」 『パブリックな存在としての遺跡・遺産』 独立行政法人国際文化財機構奈良文化財研究所、pp. 5-6
- (3) 日本学術会議史学委員会文化財の保護と活用に関する分科会 (2017) 『持続的な文化財保護のために——特に埋蔵文化財における喫緊の課題』 iii
- (4) 同上、p. 9
- (5) 小国喜弘 (2003) 「国民的歴史学運動における日本史像の再構築——岡山県・月の輪古墳発掘を手がかりに」 『人文学報』 337号、pp. 1-30 首都大学東京都市教養学部人文・社会系。月の輪古墳発掘の思想は、その後も神奈川県南堀遺跡の発掘、市ヶ尾横穴古墳群の調査へと受け継がれていく。
- (6) 土屋正臣 (2017) 『市民参加型発掘調査が文化を変える——野尻湖発掘の社会教育的意義』 美学出版
- (7) 岸本雅敏 (1999) 「激動の埋蔵文化財行政シリーズ (16) 発掘調査担当者の資格制度」 『月刊考古学ジャーナル』 第477号、p. 29。人的体制や予算措置上の問題も大きく関連するが、本論文では人材育成制度論に限定してこの問題を扱うこととする。
- (8) 平成5年11月19日付け、文化庁長官から各都道府県教育委員会教育長あて通知「埋蔵文化財関係の事務処理の迅速適正化について」
- (9) 高橋龍三郎 (2013) 「発掘調査・管理に必要な専門的能力をどう確保するか——人材育成と資格認定の意義」 『都市問題』 vol. 104、p. 64。この背景には、直営で発掘調査を担ってきた自治体が民間発掘調査会社へ委託化を進めたことがある。民間発掘調査会社の調査クオリティを担保する上で、資格



制度の創設は重要な意味を持っている。

- (10) 昭和34年1月17日付け、文化財保護委員会事務局長から各都道府県教育委員会教育長あて依頼「文化財保護行政事務組織の充実強化について」。この中で、文化財保護委員会は、「例えば、「文化財保護主事」のごとき専門職の設置を法的に規定し、その給与上の格付等についても考慮を払うような措置について検討」してきたと述べている。
- (11) 瀬川芳則（1972）「埋蔵文化財の保存をめぐる問題〈大会討議をふりかえって〉」『ヒストリア』50号、大阪歴史学会、pp.8-12
- (12) 東京都新宿区、京都府宇治市など。
- (13) 太田美穂（2007）「ファシリテーターの役割」『テキスト 社会開発 貧困削減への新たな道筋』日本評論社、pp.154-157
- (14) 井上真（2003）「森林管理への地域住民参加の重要性と展望」『アジアにおける森林の消失と保全』、中央法規出版、p.311
- (15) ロバート・チェンバース（2000）『参加型開発と国際協力 変わるのはわたしたち』明石書店、p.309  
Robert Chambers. 1997. WHOSE REALITY COUNTS?. Intermediate Technology Publications
- (16) こうした手法が途上国で用いられる理由の一つに、現地の人々の識字率の問題がある。
- (17) 田中治彦（2007）「参加型開発と開発教育——「参加型の学習」をキーワードとして」『開発教育』第54号、8
- (18) 地学団体研究会・小林英夫（1966）『科学運動』築地書店、p.243
- (19) 地学団体研究会（1959）「花泉発掘記（その二）」『そくほう』No.101、p.6
- (20) 野尻湖発掘では、1970年代に調査手法の改革を行ない、層位に基づく調査法（層位掘り）、ラミナ単位で掘り上げる手法（ラミナ掘り）を開発しつつ、「野尻湖友の会」や「専門別グループ」を立ち上げ、参加者間での調査方法の共有化を図っている。さらに、2003年には化石の産状を確認・記録する「産状確認法」が開発されるなど、調査の精緻化と手法の共有化に努めてきている。
- (21) 井尻正二（1981）『井尻正二選集三 科学運動Ⅱ』大月書店、pp.197-198
- (22) 郷原保真・野尻湖発掘調査団（1975）「第六次発掘の経験」『そくほう』No.272 1975年5月号、p.1
- (23) 前掲書(21)、pp.197-198
- (24) 内山恵美子（2008）「化石と地層の関係がみえてきた——第17次野尻湖発掘の報告——」『そくほう』No.633、p.5
- (25) 筆者の経験では、分布調査で遺跡は存在しないと見られていたある低地において、地域住民から同地で養鯉池を造ろうとした際に大量の土器が発見された状況や築堤された現在では見られない、半世紀以上前の洪水被害地域の様子について教えられた。記録保存のための発掘調査の結果、それを裏付けるように度重なる洪水による土砂で埋没する度に作り直された集落跡が確認された。本稿の知識や技術とは、学術的・科学的なものだけを指すのではない。以上のような経験則や生活の中で習得された幅広い概念として捉え、それが遺跡を含めた総合的な環境復元に寄与するとの立場を取っている。ここでは「生活知」の概念が参考になる。伊勢田哲治・奈良由美子（2009）『生活知と科学知』放送大学教育振興会
- (26) 群馬県教育委員会（2017）『群馬県古墳総覧』
- (27) 近年、考古学を専攻する学生数は減少傾向にあり、考古学専攻生でも文化財保護行政に従事しないケースもある。この点でも、文化財保護行政を考古学の延長線上に位置づけるだけでなく、文化政策、文化行政の一部として文化財保護行政を大学・大学院で学ぶ機会があれば、より文化財保護行政に必要な人材を確保しやすいのではないだろうか。



From Provider of Knowledge to Collaborator:  
The Role of Specialists in Cultural Policy

Masaomi TSUCHIYA

**Abstract**

What role should specialists play in the field of cultural policy? The author analyzed Rapid Rural Appraisal (RRA) methodology and excavation of Nojiri Lake in Nagano Prefecture, and discovered that during the 1950s-1960s rural development specialists and academics tended disseminate their knowledge local participants on projects without collaboration. However, since the 1970s, specialists have been involving the local citizenry more directly in collaborative projects. Is this because specialists in cultural policy have been instructed to collaborate with locals? In recent years, the necessity of qualifications for excavation surveys is being debated, and these circumstances, it is necessary to question the of role specialist in cultural policy as well as the ideals and future direction of the discipline itself.

**Keywords:** Citizen participatory excavation survey, PRA, Role of experts, Buried cultural property administration